

減免の対象となる障害の範囲

戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちの方）

障害の区分	本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者が運転する場合
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害		
平行機能障害		
音声機能障害	特別項症～第2項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合)	
上肢不自由	特別項症～第3項症	
下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		